

公立大学法人横浜市立大学木原生物学研究所規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日規程第 61 号
最近改正 平成 28 年 4 月 1 日規程第 57 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学学則第 7 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人横浜市立大学木原生物学研究所（以下「研究所」という。）の運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(研究所の位置)

第 2 条 研究所を横浜市戸塚区舞岡町 641 番地 12 に置く。

(目的)

第 3 条 研究所は生命科学分野の教育研究の推進を目的として設置する。

(構成員)

第 4 条 研究所の構成員は、次のものとする。

(1) 研究所の所長

(2) 理事長が認める教員その他

(研究計画等)

第 5 条 研究所の研究計画等重要な事項は、研究推進センターが立案し、教育研究審議会で決定する。

(施設運営)

第 6 条 研究所の施設の運営に関し必要な事項は、研究所の所長が定める。

(事務)

第 7 条 研究所に関する事務は、教育推進課で行う。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年規程第 57 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。